

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

ステラファーマ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://stella-pharma.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ)当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催しております。
- (ロ)当社は、「取締役会規程」において、①重要な財産の処分、②多額の借財及び債務保証等の重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。
- (ハ)当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (ニ)社会規範、倫理及び法令等の厳守により、公正かつ適切な経営の実現を図るため、「コンプライアンス規程」、「ステラファーマ倫理規程」及び「不正研究防止に関する規程」を定めております。取締役は、経営理念及び諸規程に従い企業倫理の遵守を率先垂範し、従業員への周知徹底を図っております。
- (ホ)当社は、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底し、コンプライアンス体制の維持向上を図るとともに、コンプライアンス委員会事務局が中心となり、職階毎の教育実施を通じて、コンプライアンスについての社内啓蒙を行っております。
- (ヘ)当社は、取締役社長が内部監査担当者を任命し、内部監査担当者は、当社各部門の監査を行い、各部門の法令・社内規程等の遵守状況を取締役社長及び監査等委員会に報告しております。
- (ト)当社は、「内部通報制度運用規程」を制定し、当社における法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして活用しております。
- (チ)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ)取締役の職務の執行にかかる記録（取締役会議事録、各種決裁書等）については当社の「文書管理規程」及び「文書保存規程」に従い、適切に管理及び保存を行っております。
- (ロ)企業秘密については、「情報管理規程」「機密情報管理規則」ほか各種規程に従い、秘密性の程度に応じて適切に管理しております。
- (ハ)個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報・雇用管理情報管理規程」に基づき厳重に管理しております。
- (ニ)取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に当社において閲覧が可能な方法で保管しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

次の方策実施により、当社に重大な影響を与える事態の発生防止に努力するとともに、万一不測の事態が発生した場合には、損害・影響等を最小限に留めるべく一層の体制強化を図っております。なお、危機管理については際限なしとの認識のもとに既存体制・制度・規程等の見直しは、継続して行っております。

- (イ)「リスクマネジメント規程」のほか、「経営危機管理規程」等リスク管理に関する各種規程類を整備しており、厳格な運用を行っております。また、必要規程の制定並びに既存規程の見直しを積極的に行い、現状に適合した内容に維持・管理しております。
- (ロ)「リスクマネジメント規程」に定める全社リスクに対応するため、リスクマネジメント委員会を設置しているほか、労働安全等の個別リスクに対しては、専門委員会を設け、規程の制定及び研修等を行うとともに、会議体での報告等を通じてリスク管理を行っております。

- (ハ)有事の場合には、「大規模災害緊急対応規程」に従い、対策本部を設置し、遅滞なくトップマネジメントを始めとする関係者に連絡され、対処できる体制を整備するとともに、常に機能するよう教育訓練等を計画的に実施しております。
- (ニ)内部監査の内容と頻度を充実させ、モニタリング機能を強化しております。
- (ホ)取締役会、経営会議及びその他重要な会議にて、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ)「取締役会規程」「業務組織の分掌と決裁権限に関する規程」ほか関係する規程の整備を行い、取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保する体制を整えております。
- (ロ)取締役会は、広範囲の業務部門を監督するために、各業務部門を管掌する担当役員を設け、それぞれの担当役員が業務執行を監督することにより、業務執行監督機能を強化しております。
- (ハ)原則として月1回開催の取締役会のほか、役員・部門長等で構成する経営会議及び部門長会の開催により、迅速で効率的な意思決定を行っております。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ)取締役会は、監査等委員会からの提案により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができることとしております。
- (ロ)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の異動等人事に関する事項は、事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。

⑥当社の取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (イ)取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、次の事項を発見次第直ちに報告することとしております。
 - (i)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (ii)会社の業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財産上の事実
- (ロ)監査等委員会は、必要に応じいつでも取締役及び社員に、報告を求めることができることとしております。
- (ハ)取締役及び社員は、監査等委員会から業務に関して報告を求められた場合、遅滞なく報告することとしております。
- (ニ)監査等委員は、取締役及び社員から報告を受けた場合、その他の監査等委員に速やかに報告することとしております。
- (ホ)取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しております。
- (ヘ)監査等に必要情報が、監査等委員会にスムーズに伝達される体制整備を行うとともに、監査の重要性が一層認知される組織風土をつくるようにしております。

- (ト)当社は、取締役社長が内部監査担当者を任命し、内部監査担当者は、当社各部門の監査を行い、各部門の法令・社内規程等の遵守状況を取締役社長及び監査等委員会に報告することとしております。
- ⑦当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った者に対する不利益な取り扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定めております。
- ⑧当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(イ)当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きについては、監査等委員の請求に従い円滑に処理を行っております。
(ロ)当社は、監査等委員が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を負担しております。
(ハ)当社は、監査等委員がその役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識や適切な更新等の研鑽に適合した研修等にかかった費用について負担しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制に関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて社内研修及び教育を行うことにより、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、コンプライアンス規程を根拠として、コンプライアンス委員会を定期的開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

②情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、決裁書類、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程及び文書保存規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、全ての取締役及び監査等委員会が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程を定め、リスクの特定及び対応策の策定並びに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント規程を根拠として、リスクマネジメント委員会を定期的開催し、リスク管理の状況について適宜審議した上で、リスクの低減に必要な体制を構築しております。

④取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、監査等委員である社外取締役2名を含む取締役7名が出席した上で開催しており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤監査等委員の職務の執行に関する取り組み

監査等委員は、取締役会に出席するとともに、取締役と対話を行い、内部監査担当者・会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。

⑥内部監査の実施に関する取り組み

取締役社長が任命する内部監査担当者は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施しております。また、内部監査の結果は、すべて取締役会で報告され、取締役社長による改善指示を行うことで必要な改善に取り組んでおります。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,999,964	99,964	99,964	△1,869,210	△1,869,210	230,718	230,718
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,808,311	1,808,311	1,808,311			3,616,623	3,616,623
当 期 純 損 失				△767,719	△767,719	△767,719	△767,719
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	1,808,311	1,808,311	1,808,311	△767,719	△767,719	2,848,904	2,848,904
当 期 末 残 高	3,808,276	1,908,276	1,908,276	△2,636,930	△2,636,930	3,079,623	3,079,623

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 棚卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 機械及び装置 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は7年です。
- ② その他の有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年
- ③ 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホウ素医薬品の開発及び製造販売事業のみであり、この製品の販売については、製品の出荷時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	65,590千円
売上原価(製品評価損)	4,000千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、BNCTに使用される製剤については、製薬企業としての安定供給体制の維持及び研究開発用途として使用するため、一定程度の製品在庫を保有しております。その上で製品ロット毎の製剤の使用期限を把握し、将来のBNCT症例数を見積り、正常営業循環過程を外れたと判断されるものについては、帳簿価額を処分見込価額まで減額し、当該減少額を製品評価損として売上原価に計上しております。

当該仮定については、新型コロナウイルス感染症の影響は、一定の収束を迎えていると判断しているものの、同感染症が再拡大した場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	92,023千円
無形固定資産	68,449千円
減損損失	一千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、BNCTに使用されるホウ素医薬品の開発及び製造販売事業のみであることから、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位として、全社を一つの資産グループとしております。当該資産グループについて、当事業年度において営業損益が継続してマイナスであることにより、減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

当社は、取締役会で承認された事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、主要な資産の経済的残存耐用年数、BNCT治療の適用率及び特定のパイプラインの販売開始時期であり、国別の加速器の設置台数の増加による影響も考慮しております。

当該仮定については、新型コロナウイルス感染症の影響は、一定の収束を迎えていると判断しているものの、同感染症が再拡大した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	227,761千円
(2)関係会社に対する債権債務	
①短期金銭債務	12,636千円
②長期金銭債務	186,381千円
(3)担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
現金及び預金	45,001千円
②担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	160,008千円
長期借入金	1,093,308千円
計	1,253,316千円

(4)財務制限条項について

当社は、株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約では以下の財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

2020年3月期以降の各決算期、以下に定める全ての事項を遵守すること。

①損益計算書の税引前当期純利益の連続2期合計額（初回を2020年3月期及び2021年3月期の2期とする。）をマイナス35億円以上に維持すること。

②株式公開日以降に到来する各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の部の額を16億円以上に維持すること。

③貸付日以降、2020年7月末日から株式公開日までの間、貸付残高から10億円を控除した金額以上に現預金残高を維持すること。

④2020年3月期第4四半期以降の各四半期（ただし、株式公開日以降に限る。）の末日における決算短信において、現預金残高から有利子負債残高を控除した金額を5億円以上に維持すること。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	250,000千円
営業取引以外の取引高	226千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	20,137,400株	8,538,700株	－株	28,676,100株

(注) 2021年4月21日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）による新株式7,391,400株、2021年5月24日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により新株式1,108,600株増加しております。また、新株予約権の行使により38,700株増加しております。

(2)当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	918,400株
------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に第三者割当による増資や金融機関からの借入れ等により必要な資金を調達しております。また、一時的な余剰資金については、資金運用管理規程に基づき運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金については、与信管理規程に基づき主要取引先の財務状況について定期的にモニタリングを実施しております。同時に、債権管理規程に基づき主要取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

また投資有価証券については、資金運用管理規程に基づき一定水準以上の格付けをもつ発行体のみを投資対象とするとともに、当該発行体の財務状況について定期的にモニタリングを実施し、発行体の信用リスクの悪化等が予見される場合には、速やかに対応方針を決める体制を採っております。

借入金の使途は、研究開発計画等に係る支出であり、経理部門が適時に資金繰計画を作成、更新することにより、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクを管理しております。長期未払金は、知的財産権の譲受に係る譲渡対価の分割支払であり、その全額がその他関係会社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 売掛金	16,939	16,939	—
② 投資有価証券 満期保有目的債券	304,538	303,270	△1,268
③ 買掛金	(48,595)	(48,595)	—
④ 未払金	(64,206)	(64,206)	—
⑤ 1年内返済予定の長期借入金	(160,008)	(162,592)	(2,584)
⑥ 長期借入金	(1,093,308)	(1,094,834)	(1,526)
⑦ 長期未払金	(186,381)	(167,110)	(△19,270)

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はございません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	16,939	—	16,939
投資有価証券	—	303,270	—	303,270
買掛金	—	(48,595)	—	(48,595)
未払金	—	(64,206)	—	(64,206)
1年内返済予定の長期借入金	—	(162,592)	—	(162,592)
長期借入金	—	(1,094,834)	—	(1,094,834)
長期未払金	—	(167,110)	—	(167,110)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

満期保有目的の債券は、主に店頭における相対取引となるため、時価は、証券会社から提示された価格によっているため、レベル2の時価に分類しております。

買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,492千円
減価償却費	6,177千円
棚卸資産評価損	1,223千円
資産除去債務	828千円
退職給付引当金	15,672千円
繰越欠損金	1,366,213千円
繰延税金資産 小計	1,397,606千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,366,213千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,392千円
評価性引当額 小計	△1,397,606千円
繰延税金資産 合計	—千円
繰延税金負債 合計	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
そ の 他 の 関 係 会 社	ステラケミファ 株式会社	被所有 直接 39.93%	当社医薬品の 原材料の製造	特許、ノウハウ の取得	-	未 払 金	12,636
						長 期 未 払 金	186,381
				原材料の仕入	250,000	-	-
				保証料	226	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 特許、ノウハウの取得対価は、外部の無形資産価値算定結果等を参考にしております。
- (2) 原材料の仕入に対する対価は、ステラケミファ株式会社との独占的取引基本契約により決定しております。
- (3) 保証料は、当社が株式会社三井住友銀行からの借入金に対して、ステラケミファ株式会社による債務の保証に係るものであり、その金額は市場金利等を勘案し、同社との契約により決定しております。なお、2021年4月に同社との債務保証契約は解消しております。

2.2022年3月にステラケミファ株式会社による当社株式の一部売却により、当社は同社の関連会社に該当しております。

10. 収益認識に関する注記

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に、当該収益を分解した情報について重要性が乏しい為、記載を省略しております。また、当該契約に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来するため、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	107円39銭
(2) 1株当たりの当期純損失	27円34銭